

1. 児童手当所得額の算出について

※受給者の所得額(A)から控除額(B)と一律控除額(8万円)を除いて、控除後の所得額(C)を算出します。この金額を、下記「2. 所得上限限度額について」表中①所得制限限度額及び②所得上限限度額における所得額と比較します。

所得額(A)		控除額(B)		一律 控除額		控除後の 所得額(C)
次の所得額の合計 ・総所得(※1) ・退職所得 ・山林所得 ・土地等に係る事業所得等 ・長期譲渡所得(分離課税) ・短期譲渡所得(分離課税) ・先物取引に係る雑所得等 ・条約適用利子等 ・条約適用配当等	－	次の控除額の合計 ・雑損控除額 ・医療費控除額 ・小規模企業共済等掛金控除額 ・障害者控除27万円(特別40万円) ・ひとり親控除35万円 ・寡婦控除27万円 ・勤労学生控除27万円	－	8万円	=	控除後の 所得額

※総所得(※1)とは、給与所得(※2)、事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、一時所得、雑所得、長期・短期譲渡所得の合計額です。なお、給与所得又は雑所得(公的年金等に係るものに限り)を有する場合、その合計額から10万円を控除した金額を用います。
※給与所得(※2)とは、給与支払額ではありません。源泉徴収票では、「給与所得控除後の金額」欄の金額です。

2. 所得の限度額について

所得額が上表中「所得上限限度額」以上となった場合は、受給資格が消滅となり、児童手当・特例給付の支給がなくなります。所得額の減少・修正等により、「所得上限限度額」未満となった場合、改めて児童手当の申請が必要となります(所得更正後の納税通知書を受け取った日の翌日から15日以内)。また、翌年度以降の所得額が下表②未満となる場合、毎年5月までに改めて児童手当の申請が必要となります。

※申請が遅れますと、支給できない月が発生する場合がありますので、ご注意ください。

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額 の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額 の目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合 等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合 等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	812	1040	1048	1276

※所得額による児童手当等の支給区分について
所得額<①・・・児童手当を支給します。
①≦所得額<②・・・特例給付を支給します。
②≦所得額・・・支給がなくなります。

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限ります。)又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

※「1. 児童手当所得額の算出について」の計算額と①及び②の所得額を比較します。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。